



令和8年度

白河市行政分譲地建築助成金

市内の行政分譲地を購入し、住宅を新築する方へ助成金を交付します。

行政分譲地

- ◇第2白鳥ニュータウン〔表郷地域〕
- ◇田園町府ニュータウン〔大信地域〕

詳細は下記QRコードより
ご確認ください。

助成対象

【個人向け】

- ◇市と行政分譲地の売買契約を締結し、住宅を新築する方

【事業者向け】

- ◇建売住宅販売を目的として市と行政分譲地の売買契約を締結し、
住宅を新築する事業者 など

※売買契約締結後1年以内に工事請負契約を締結することなどがが必要です。

助成金額

最大：450万円

【個人向け】

- ◇住宅の床面積3.3㎡あたり10万円（上限400万円）
※若年者、子育て世帯又は新婚世帯に該当する場合：15万円

【事業者向け】

- ◇住宅の床面積3.3㎡あたり15万円（上限400万円）
※建築業者の本店又は支店等が市内に所在する場合に50万円を加算します。

(個人・事業者共通)

白河市 市長公室 企画政策課 企画調整係
☎0248-28-5500(直通)
MAIL:kikaku@city.shirakawa.fukushima.jp



< 白河市行政分譲地建築助成金（事業者向け） >

1 助成対象者 次のいずれにも該当する事業者

次のア～ウのいずれかに該当する事業者

ア 市と行政分譲地の売買契約締結後、1年以内に住宅を新築する工事に着手する事業者

イ 市と行政分譲地の売買契約締結後、1年以内に建築業者と同地に住宅を新築するための工事請負契約を締結した事業者

ウ 市と行政分譲地の売買契約を締結した者（個人を除く）から当該分譲地を取得し、市との売買契約締結日から1年以内に、住宅を新築する工事を着手もしくは建築業者と同地に住宅を新築するための工事請負契約を締結した事業者

納期限が到来している国税及び地方税の滞納がない事業者

行政分譲地内の同一区画において過去にこの助成金の交付を受けていない事業者

※事業者：不動産業者、建築業者等を想定しています。

2 助成金額（最大450万円）

◇基本額（上限400万円）

・住宅の床面積3.3㎡あたり**15万円**

◇特別加算

・建築業者の本店又は支店等が市内に所在する場合に**50万円**を加算。

3 交付申請書類

ステップ1：認定申請

工事請負契約締結後（申請者が自ら建築する場合は工事着手前）に申請してください。

白河市行政分譲地建築助成金（事業者用）対象住宅認定申請書（第9号様式）

建築工事請負契約書の写し（申請者が自ら建築する場合は建築内容が分かるもの）

建築業者の建設業許可番号等が確認できる書類

建築工事の図面

国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類

当該行政分譲地の売買契約書及び土地の登記事項証明書（ウの助成対象者の場合に限る。）

建築業者の本店又は支店等が市内に所在することを証明する書類（特別加算を申請する場合に限る）

その他市長が必要と認める書類

ステップ2：助成金の交付申請

対象住宅の登記事項証明書に記載された**新築の日から3ヶ月以内**に申請してください。

白河市行政分譲地建築助成金（事業者用）交付申請書（第11号様式）

住宅の登記事項証明書

建築工事の完成写真

その他市長が必要と認める書類

※助成金は予算の範囲内での交付となりますのでご了承ください。

4 申請・問い合わせ先

白河市企画政策課企画調整係

☎0248-28-5500（直通） 〒961-8602 白河市八幡小路7番地1